

市第 136 号議案

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更
の認可

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について
次のように認可する。

令和 4 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可（平成17
年 3 月 24 日議決）の一部を次のように変更する。

第18項第 1 号ア(エ)中「9,900 円」を「14,300円」に改め、同号ア
(カ)中「6,600 円」を「9,900 円」に改め、同号アに次のように加え
る。

(カ) F 室 6,600 円

第18項第 2 号を次のように改める。

(2) 横浜市立大学附属市民総合医療センター

ア 1 人室

(ア) A 室 41,800円

(イ) B 室 27,500円

(ウ) C 室 20,900円

(エ) D 室 16,500円

(カ) E 室 12,100円

イ 2 人室 8,800円

提 案 理 由

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について

市第 136 号

認可したいので、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により提案する。

参 考

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可

(抜粋)

上段	変更案
下段	現 行

18 選定療養として特別の病室の提供を受ける場合の 1 日当たりの
使用料

(1) 横浜市立大学附属病院

ア 1 人室

(ア) から (ウ) まで省略)

(エ)	D 室	<u>14,300 円</u> 9,900 円
(オ)	E 室	<u>9,900 円</u> 6,600 円
(カ)	F 室	<u>6,600 円</u>

(イ省略)

(2) 横浜市立大学附属市民総合医療センター
横浜市立大学附属市民総合医療センター (1 人室)

ア	<u>1 人室</u>	
	A 室	41,800 円
(ア)	<u>A 室</u>	<u>41,800 円</u>
(イ)	<u>B 室</u>	<u>27,500 円</u>
(ウ)	<u>C 室</u>	<u>20,900 円</u>
(エ)	<u>D 室</u>	<u>16,500 円</u>
(オ)	<u>E 室</u>	<u>12,100 円</u>
イ	<u>2 人室</u>	8,800 円
	B 室	27,500 円
ウ	<u>C 室</u>	<u>20,900 円</u>
エ	<u>D 室</u>	<u>16,500 円</u>
オ	<u>E 室</u>	<u>12,100 円</u>

地方独立行政法人法（抜粋）

（料金）

第 23 条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。